令和９年度　新潟市教育委員会　会計年度任用職員　**履歴書**

採用候補者登録制度用

本書面のほか、電子申請も必要です。５ページの「受験手続」６ページ「履歴書記入上の注意」を確認ください。

応募職種	**該当（１個）を〇で囲む。** ・特別支援教育支援員　・ソーシャル・スキル・コーチ【ＳＳＣ】　・学校看護師

ふりがな		受験番号	ー
氏　名			
生年月日	年　月　日　生 （令和9年４月１日時点　満　歳）	写真を貼る ※６か月以内に撮影したもの。写真がないと受験できません。 （縦４cm、横３cm程度）	年　月撮影
現住所	〒 TEL（　）　ー		

学歴・学校名		学部	学科	在学期間	該当を〇で囲む
最　終				年　月～　年　月	卒・卒見込・中退
その前				年　月～　年　月	卒・中退
その前				年　月～　年　月	卒・中退

	名　称	取得年月日	名　称	取得年月日
検定資格免許				

職歴（現在職に就いている方は現職を含む職歴を、直近のものから順に書いてください。）

在職期間	勤務先名称（部課係まで）	区分	職務内容（詳細にお書きください）
直　近（または現職） 年　月～ 年　月 （期間　年　月）		１正規社員 ２アルバイト ３その他 （　）	
その前1 年　月～ 年　月 （期間　年　月）		１正規社員 ２アルバイト ３その他 （　）	

裏面もあります

履歴書（表）

在職期間	勤務先名称 （部課係まで）	区分	職務内容 （詳細にお書きください）
その前2 年　　月～ 年　　月 （期間　　年　　月）		1正規社員 2アルバイト 3その他 （　　）	
その前3 年　　月～ 年　　月 （期間　　年　　月）		1正規社員 2アルバイト 3その他 （　　）	
その前4 年　　月～ 年　　月 （期間　　年　　月）		1正規社員 2アルバイト 3その他 （　　）	

性格	長所
	短所
趣味 ・ 特技	

私は試験案内にあるすべての受験要件を満たしており、この記載事項に相違ありません。

年　　月　　日　　氏　　名　　印

※自書の場合は押印不要

※注意

（１）　事実と異なる記載をした場合には、合格を取り消すことがあります。

（２）　本書面は１次選考（書類選考）に使用します。
　　記載漏れや写真の貼付忘れに注意してください。

（３）　５ページの「受験手続」、６ページ「履歴書記入上の注意」を確認ください。

（４）　年齢は採用時点（令和９年４月１日）を記載してください。

（５）　履歴書は表・裏２面です。A4サイズで両面印刷してください。

履歴書（裏）

応募職種（１個）を〇で囲む。

・特別支援教育支援員　・ソーシャル・スキル・コーチ【ＳＳＣ】　・学校看護師

誓約書

私は新潟市教育委員会会計年度任用職員採用候補者選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

１．私は、裏面記載の、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律６９号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

２．採用候補者選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

年　　月　　日

氏　名　　印

※自書の場合は押印不要

誓約書（表）

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

誓約書（裏）